

様式 1

オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更・廃止）届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

電 話
F A X

埼玉県大気汚染緊急時対策要綱第7第2項の規定により、オキシダントに係る緊急時の措置の実施計画を作成（変更・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
緊急時の電話番号	
緊急時の F A X 番号	
緊急時の措置実施計画	別紙のとおり

備考 緊急時の電話番号及び F A X 番号は、緊急時の発令又は解除を行った時に、必要な措置を講ずるよう協力を求め、若しくは命令等を行う場合に使用する。

緊急時の措置実施計画（オキシダント）

ばい煙発生施設の種類					平均削減率	
ばい煙発生施設のバーナーの燃料の燃焼能力 (ℓ/h)					(%)	
夏期1時間あたりの通常燃料使用量 (ℓ/h)						
硫黄分 (%)						
緊急時におけるばい煙削減計画	予報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				
	注意報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				
	警報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				
	重大緊急報時	燃料使用量(ℓ/h)				
		硫黄分 (%)				
		削減率 (%)				

- 備考 1 計画は、ばい煙発生施設ごとに記入する。ただし、ばい煙発生施設が多数にあり、この用紙に書ききれない場合は、合計だけを記入し、明細を別紙としてもよい。
- 2 要綱別表4中の重油換算は、重油10ℓ当たりが液体燃料は10ℓに、ガス燃料は16m³に、固体燃料は16kgにそれぞれ相当するものとして本計画に記載すること。
- 3 要綱別表6中の燃料使用量の削減に準ずる措置を行う場合は、その措置の内容を各相当欄に記入すること。
- 4 通常燃料使用量は、4～10月の13～16時における1時間当たりの予定使用量とする。
- 5 生産に必要な施設、発酵、蒸留、溶融のための施設及び夏期の昼間における通常燃料使用量がバーナー定格（最大能力）の20%以下の施設は上記計画に含めなくてよい。
- 6 夏期に交互使用する複数の施設である場合は、燃焼能力が大きい方の施設について記載すること。
- 7 ボイラーについては、燃料の燃焼能力を記載すること。